

	実務対応
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	本日の審議事項

これまでの経緯

- 第 421 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 29 日開催）において、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して、「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するイニシャル・コイン・オフリング（ICO）トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、当委員会の新規テーマとして提言された。提言を受けて、同日の企業会計基準委員会において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会で検討を行うことが了承された。
- その後、以下の通り審議又は報告を行っている。

専門委員会	企業会計基準委員会
第 126 回（2019 年 12 月 24 日開催）	第 423 回（2019 年 12 月 26 日開催）
第 127 回（2020 年 3 月 23 日開催）	第 431 回（2020 年 4 月 30 日開催）
第 128 回（2020 年 5 月 12 日開催）	
第 129 回（2020 年 5 月 27 日開催）	

- 第 431 回企業会計基準委員会（2020 年 4 月 30 日開催）において、今後のプロジェクトの進め方について審議を行い、今後、新たな取引が行われる可能性がある¹電子記録移転権利の発行及び保有に関する会計処理²を優先し、可能な限り早期に会計基準を公表することを目標としている³。

本日の審議事項

- 本日の企業会計基準委員会では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する会計処理に関して、これまでの審議で聞かれた意見を踏まえ、実務対応報

¹ 資金決済法等の一部改正法（令和元年法律第 28 号）は 2020 年 5 月 1 日に施行されている。

² 開発する実務対応報告の範囲については、金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 17 号に定義される電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の会計処理とすることを提案している（審議事項(2)-2 参照）。

³ なお、暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関する会計処理については、会計基準の開発を進めることの必要性を確認する意味も含め、論点整理を公表することとしている。

審議事項(2)-1

告に含める内容に関する事務局提案についてご意見を伺いたい（審議事項(2)-2）。

5. なお、第129回実務対応専門委員会（2020年5月27日開催）で聞かれた意見を審議事項(2)-3に記載している。

以 上